

水 質 検 査 業 務 特 記 仕 様 書

令和4年度

南部水道企業団

第1 (基本事項)

1 目的

本委託業務は、給水栓及び水道水原水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、南部水道企業団（以下「発注者」という）が委託する「令和4年度水質検査業務」に関し、発注者及び受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の履行期間

契約の翌日～令和5年3月31日

第2 (一般事項)

1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行に当たり水道法及び関係する法令等について、これを遵守する。

2 履行場所

南部水道企業団給水区域内

3 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議する。

第3 (検査項目)

1 定期の水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

ア 令和4年度水質検査計画のとおり。

イ 受注者は当年度水質検査計画を確認の上、月毎の項目内訳書を作成し契約書第6項の規定により契約書と同封する。

(2) 採水日程

別記「水質検査実施計画表」のとおり。

(3) 採水場所

令和4年度水質検査計画のとおり。

(4) 試料容器の準備

ア 受注者は、検査項目に対し、採水場所ごとに採水容器を用意し、採水予定日1週間までに発注者へ引き渡す。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において十分に行う。

(5) 資料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ただし、試料の引き渡し後、検査機関までの搬入時間は 10 時間以内とする。

2 臨時の水質検査及び水道法第 18 条に基づく水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指定する日時、地点とする。

(3) 試料容器の準備

ア 受注者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を用意し、指定された採水日時に採水が可能となるように、発注者へ引き渡す。

(4) 資料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。
ただし、試料の引き渡し後、検査機関までの搬入時間は 10 時間以内とする。

第 4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示 261 号)、残留塩素については水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号)水温については「上水試験方法」により行う。

(2) 数値の取り扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号)に基づき実施する。

(3) 速報値の報告

ア 給水栓及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に報告する。
イ 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、発注者の指示する日までに報告する。
ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合は、水質検査項目ごとに直ちに発注者に連絡する。

(4) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することが出来るものとする。この場合の費用は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(5) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分洗浄したうえで使用する。

(6) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果と水質基準値及び定量下限値、検査方法を記載する。

イ 検査結果と共に分析日時及び実施した検査員を示した資料を添付する。

ウ 受注者は、発注者が求める場合は、分析条件、検量線（相関係数も含む）及びクロマトグラム等を提出する。

(7) 検査項目及び検査頻度への提言

受注者は、水質検査の結果に基づき法令等に基づく検査項目及び検査頻度とともに、発注者の浄水処理施設の水質管理として必要な水質試験項目及びその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努める。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 検査記録

受注者は、水質検査の実施状況を確認出来るよう、水道法施行規則第 15 条第 8 項第 1 号のホに掲げる規定に基づき、水質検査結果の根拠となる書類を整備し、発注者へ提出すること。

(3) 機器の整備

分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受ける。

(4) 内部精度管理

内部精度管理に相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、発注者の要請に応じて提出する。

(5) 検査資料の保存及び廃棄

検査資料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、検査結果報告日から 5 営業日とする。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5 年間保存とする。

(7) 受注者への立入り検査

上記 (1) ~ (6) の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入り検査を実施でき

るものとする。

3 提出書類

受注者は、以下の書類を指定の期日までに作成し、発注者に提出する。

	名称	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	契約確定日
	従事者届	契約締結後 20 日以内
	経歴書	
	業務委託計画書	
	職務分担表	
	業務委託完了届	請求単位区分終了後速やかに
	請求書	
打ち合わせ議事録	必要の都度	
水質検査関係	緊急時分析時間表	契約締結 20 日以内
水質検査関係	ISO、厚生労働省 沖縄県及び全国給水衛生検査協会 での外部精度管理票	請求単位区分検査終了後 速やかに
	ISO9001 認証登録証明書 日本水道協会水道 GLP 認定証	請求単位区分検査終了後 速やかに
	緊急時連絡体制表	契約締結 20 日以内
	水質検査結果書（一次報告書）	各採水日から 1 週間以内
	水質検査業務委託報告書	各採水日から 2 週間以内

エ 発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

4 安全管理

受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保の為必要な処置を講じること。